

律令貴族の改名に関する覚書

龜田 隆之

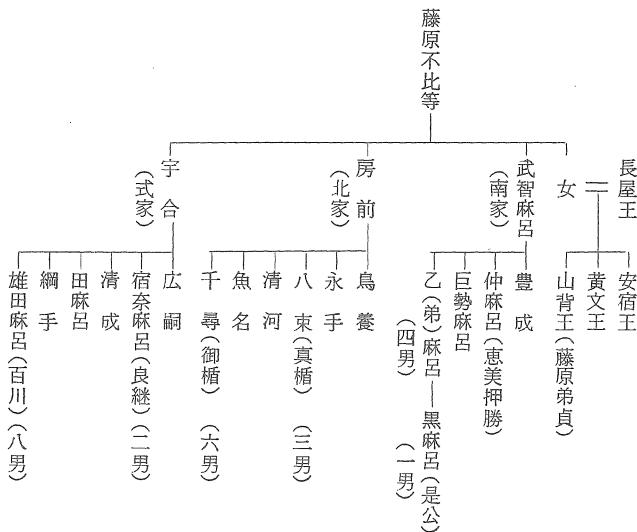
はしがき

私はさきに天平八年十一月の葛城王の橘諸兄改姓名について考察したさい、「諸兄」という改名は「礼記」文王世子の中の一文によると見られること、その文を検討するとき、彼の改名の理由は、親族内における長幼尊卑の秩序づけを踏まえ、光明子の同母兄としての血筋を通して聖武天皇の「諸兄」つまり年長の世代に相当する存在であることを示し、それにより宗家たる天皇家により近い存在として、自己を朝廷内に位置づけることを意識しようとしたためであることなどを主張してみたり。

この考えは、現在でも改める必要はないと思うのであるが、ただこう考えるとき、この改名はたぶんに政治的な意味合いを含んでのものであるということができるであろう。

ところで、奈良朝の政界を見るとき、改名を行なつている人物が藤原氏に集中して何人か存在しているのに気づくのであるが、彼らの大部分はその経歴を記した記事にもまた薨卒時に付された伝の中にもその理由を記したものを見出すことはできない。そのこともあってか、これ迄これらの人物の政治的活動や官人としての生涯を取り扱つた研究

〔藤原氏改名貴族関係系図〕



で、この改名の理由の検討にまで触れたものは皆無といつてよいほどである⁽¹⁾。

しかし、管見の限りでは、この改名にはかなり政治的な事柄が関係していると考えられるのであって、それだけに改名理由の検討は、奈良朝の政治をよりきめ細かく考察していくためにも看過できないことと思われる。そこでいま、それらの人物を取り上げ考察を試みることにしたい。いうまでもなく、史料はかなり限られているため推測によつて進めていく部分も多いであろう。予めその点了解を得たい。

取り扱う人物は、北家の八束(貞楯)、千尋(御楯)、南家の黒麻呂(是公)、式家の宿奈麻呂(良繼)、雄田麻呂(百川)の五名である。なお長屋王の子でありながら、母が藤原不比等の女の教勝であったことから死を免れた山背王が、母方の姓を名乗ることにより、藤原弟貞と改姓名していることについても併せて考えて見たい⁽²⁾。また、後の考察に必要なため関係系図を作成したので、適宜参考していただきたい。

(I) 八束（真楯）と千尋（御楯）

まず藤原北家の八束・千尋の改名について考察を加えて見よう。

「続日本紀」において、八束・千尋と見える最後の記事、そして真楯・御楯と見える最初の記事は次の如くである。

◎ 八束・千尋

天平宝字元年八月庚辰（橘奈良麻呂の変後、特定官人に叙位）

従四位上藤原朝臣八束正四位下

正五位下藤原朝臣千尋正五位上

○ 御楯

天平宝字二年八月庚子（この日、高野天皇、位を大炊王に譲る）

正五位上藤原朝臣御楯従四位下

（この日に八束の記事なし）

○ 真楯

天平宝字二年八月甲子（この日、勅を奉じ官号を改易）

參議正四位下中務卿藤原朝臣真楯

これらの記事によるとき、両者の改名は天平宝字元年八月庚辰以後、約一年の間にほぼ同時になされたと見てよいであろう。そして、真楯の名は八月庚子の記事には見られないが、甲子の記事ではすでに改名を終えていると考えら

れるので、千尋の改名とほぼ同時に改名が行なわれたと見て誤りあるまい。他の史料の記述とも齟齬は来さない。

この両名の改名の時期が、橘奈良麻呂の変後、藤原仲麻呂が急速に政治権力を伸張させるに至った時期であり、とくに淳仁に譲位した時を間に挟む時期であることに注意される。野村氏はこの改名を淳仁即位に伴う改賜名と推測されているが⁽⁴⁾、賜名である裏付けを見出すことはできない。むしろこの改名は、彼らの自発的な行為によるものであることを予測させるのである。橘奈良麻呂の変を未然に抑えて自己の政治権力の確立を目指した仲麻呂が姻戚に当たる大炊王の擁立に成功し、孝謙女帝の譲位が大炊王に行なわれた時期と、この改名の時期が相応じていることは、おそらく彼らがそうした政治の変動期に直面して、自ら期するところがあり、その姿勢をはつきりと示す意味で改名を行なつたのではないか。真楯・御楯の「楯」は「盾」にも通ずる字であるが、帝王・君主の「盾」として自らの忠誠心を示す意味をも含むものであったのではなかろうか。

しかしながら両者とも議政官として政治に参加するに至ったとはいえ、御楯は仲麻呂の女婿として天平宝字五年正月には授刀督兼伊賀近江按察使となり⁽⁵⁾、この年十月には從三位に昇つてその政権の一翼を担う存在となつたのに対し、真楯は天平宝字四年正月に從三位、同六年十二月には中納言に昇つたとはいえ、仲麻呂に批判的な姿勢を持つ政治家として太政官政治に臨んでいたのであって、仲麻呂の没落後の天平神護二年正月には大納言に就任している。

両名の動きは大きく異なるが、その検討は当面の問題からそれるため、ここでは以上の指摘にとどめておきたい。

ところで、彼らの場合、次の点にも注意する必要がある。「続日本紀」及び「公卿補任」の記載によれば、八束（真楯）は北家房前の三男であり、千尋（御楯）は六男である⁽⁶⁾。房前の長男鳥養の早世により、北家の繼承者は次男の永手となっていた（なお、上掲の史料によると三名とも母は半漏女王である）。このことは当面の対象としている両名が、父の蔭に預かる点で永手に比べてかなり不利な存在であり、それは政治的地位において歴然としていたことを語る。ただこのことは、永手よりも八束の方が早く議政官入りしている（「公卿補任」によれば、八束の参議就

任は天平二十年であるのに対し、永手は天平勝宝六年である）こととは矛盾しない。むしろそうした点に、承家人的立場を離れた八束が有能な官僚として出身していく姿を見ることができるのである。

すでに別稿で記した如く⁽⁴⁾、八世紀の政治においては、律令法に基づいてその地位の絶対化・專制化を志向する天皇と、大化前代からの氏族制的原理に基づいて、そうした天皇の志向を制禦せんとする議政官とのせめぎあいが基調をなしたが、律令官人の中には、天皇の権利・權力を伸張させ、自らは有能な官僚として、その権利・權力を利用しつつ、自らの政治的立場を確保せんとする官僚制的原理に基づく貴族を輩出するに至っていた⁽⁵⁾。その典型を天平勝宝元年八月紫微中台を設置することにより、議政官組織の無力化を生む一方、自らの政治権力掌握に成功した藤原仲麻呂に見ることができるのであるが、そうした点を考えると、八束らの改名の契機も、氏族制的原理に基づいて北家という家の構成員の一人として、その家の隆盛に力を尽くすということよりも、自ら有能な官僚として出身し、政界に力を伸ばそうとする姿勢と深く結びつくものがあつたと見てよいのではないか。勿論、北家という自己の属する家の確立維持を意図して、その姿勢を明示する方法の一つとしての改名と考えられないこともないが、それ以上に彼らは有能な官僚貴族たることを目指し、然るべき政治的変動を契機としてその実現に積極的に努力し、それを通して政治家として昇進していくことを望んだのであり、彼らの政治家としての活躍が、結果的に彼らを輩出した北家の以後の隆盛の一原因にもなっていることを推測しうるのである。

(II) 黒麻呂（是公）

黒麻呂（是公）の場合を前に倣つて記すと次の如くである。

天平神護元年二月己巳

從五位上藤原朝臣是公△本名黒麻呂▽為三左衛士督△(△▽は割注)

天平神護元年九月戊申

黒麻呂(是公)の場合は、天平神護元年二月己巳から九月戊申迄の七か月ほどの間に改名したと見られるが、「統日本紀」九月戊申条の任官記事に割注で、△本名黒麻呂▽とあるところからすると、或いはこの任官時に新しい名で臨んだとも考えられる。

彼の改名も八束・千尋と同様に自らの意志によるものと思われるが、その契機になつたのはおそらく惠美押勝の乱後、称徳の重祚によつて新たな政治が展開されたことにあるのではなかろうか。

彼は天平宝字八年十月に播磨守、翌十一月に山背守に任じられ、天平神護元年正月には從五位上に叙されているところから、惠美押勝の乱においては高野天皇側の官人として行動した人物であることは明らかであるが、乱後女帝の重祚による政治が開始されたとき、自らの政治的才能を發揮すべき好機と見て改名を行なつたのであろう。その裏には彼が南家出身とはいえ、父の乙麻呂が武智麻呂の四男で、南家の承家人的地位から遠い存在であった(乙麻呂は從三位武部卿にまで昇つたものの、遂に議政官入りは果たしていない⁽⁴⁾)ことが関係しよう。南家は武智麻呂の没後は豊成が承家人となつていたが、二男である仲麻呂は橘奈良麻呂の変にさいし豊成の子息が奈良麻呂の与党であったことから、豊成を追放した後は承家人としての立場を確保するに至つた(ただ、彼は後には南家の承家人としてよりも藤原惠美家の創始者としての地位の確立を意図した)ようである。しかし、天平宝字八年の惠美押勝の乱後は、豊成が再び承家人としての立場に立つに至つてゐたのであって、こうした点を考えると、黒麻呂は南家の中における自らの立場を意識し、むしろ官僚として出身していくことを通して、南家の隆盛の招来とともに、その中における自己の家系の確立を望んだのであり、その一つの表われが、この改名といった行為ではなかつたかと推測されるのである。

改名以後、彼は翌二年二月に従四位下、十月従四位上と昇り、神護景雲元年七月には内豊大輔となり、翌年十一月には侍従兼内藏頭となる。ただ彼は道鏡一辺倒ではなく、その後に来る政治を予測して行動していたらしいことは、光仁即位後の宝亀四年正月に正四位下に昇った後、五年三月春宮大夫となって山部皇太子との関係を密にしていることからも窺われる。そしてその年五月参議に昇進、桓武天皇即位後の延暦二年七月には右大臣となり、三月に没した左大臣藤原田麻呂の後を承けて議政官の最高責任者となるなど、実にめざましい昇進を遂げ、南家のなかにおける自己の家系の確立に成功している。その有能さは本人の資質によるものであることはいうまでもないとして、改名といった行為に見られる如き積極的姿勢も、密接に関係していることが考えられるのである。

(Ⅲ) 宿奈麻呂（良繼）・雄田麻呂（百川）

宿奈麻呂及び雄田麻呂が良繼・百川への改名についての「続日本紀」の関係記事は次の如くである。

◎ 宿奈麻呂
宝亀元年九月乙亥

○ 良繼
従三位藤原朝臣宿奈麻呂為式部卿

宝亀元年十月己丑（この日、光仁即位）
従三位藤原朝臣良繼正三位

◎ 雄田麻呂
宝亀元年十月己丑

従四位上藤原朝臣雄田麻呂正四位下

○ 百川

宝亀二年三月庚午（この日、良繼内臣）

正四位下藤原朝臣百川△本名雄田麻呂▽為ニ大宰帥一（△▽は割注）

この両名の改名には藤原広嗣の叛乱以後、政界における勢力を失墜していた式家を復活させようとの意図が深く関係していることが考えられる。それは彼らの改名の時期が、上の記事から知られるように、まさに光仁の即位の時期と相い応じていてことからも明らかであろう。彼らにとって、称徳女帝の崩後、天智系の白壁王の即位によって開始される、新たな政治に期するところ大なるものがあつたといえるのである。

良繼・百川ともその改名は自らの意志によつたと考えられるのであるが、ただ、「延暦僧録」に載せる良繼の伝には「名宿麻呂、先朝天皇易之賜名良繼」とあって、光仁による改賜名の如く記されている¹⁶⁾。これが事実とすれば、良繼の改名については改たまつた考察が必要になるのであるが、「続日本紀」には薨伝を含めて彼の関係記事にそうしたことはまったく見えず、「公卿補任」も宝亀元年の宿奈麻呂の項には「後改名良繼」とあり、同二年の宿奈麻呂の項に「改名良繼」、そして良繼の項に「本名宿奈麻呂」とあるのみで、改賜名であることを明記した記事はない。従つて、これは「延暦僧録」の誤りで、良繼の改名は百川のそれとともに自発的なものと見てよいと思う。

では、この二人の改名の理由もまた同一のものと見てよいかといふと、いささか異なる面があるようである。たしかに天智系の光仁を即位させることにより、新しい政治を開始し、それにより式家の復活を意図するという点で共通する面はあるが、良繼の場合は広嗣の滅んだ後は承家人の立場にいたわけで、それだけに、他の誰よりも藤原四家の中の式家の再興を希望し、その実現に努力したのではないか。彼の薨伝に見える、恵美押勝の殺害計画を抱いたという記述は、式家の承家人としての身の不遇の反面、押勝やその子息の栄進の著しさに憤慨を抱いた良繼の姿勢をよく

物語っている。なればこそ、光仁擁立に成功の後、内臣—内大臣として政治の実権を掌握し、「専^レ政得^レ志、升降自由」と評されるほどの政治力を所有するとともに、それを通して式家の隆盛ももたらしたのである。従つてこうした観点から見ると、彼の改名は、式家の再興を第一義的なものと見、そのため自らの政治力を發揮しようとしての行為と考えられてくるのである（彼は宝亀元年八月の時点では、すでに天平神護二年に議政官入りをして、弟の従四位上参議の田麻呂を越えて、従三位中納言として廟堂の政治に参加していたことを考える必要があろう）。

これに対し百川の場合は、式家出身といつても八男であること、そしてすでに兄良繼が承家人としての地位を確保していることを考へるとき、式家の一員としてその家の再興を意図することもさることながら、それ以上に有能な官僚として政界に歩みを進める意図したのではなかろうか。良繼の母が左大臣石川麻呂の女であるのに對し、百川の母が久米連奈保麻呂の女の若女であることは、その出自の点で良繼に決定的な差をつけられていることを知りうるであろう。彼の改名が良繼に若干遅れてなされたことは、良繼に触発されたかも知れないが、あくまでも彼の自發的意志の表われと見られるのである。そしてまた彼の政治家としての卓抜さは、自己の政治的未来を山部親王にかけ、その立太子の実現に努力したことにもよく示されているといえよう。事実、彼の自論見の通りに事は運ばれていたのであって、光仁天皇として山部皇太子の腹心としての彼の政治家の立場は確立し、以後式家の中における彼の家系は嗣子の緒嗣に受け継がれていくのである。

ところで、この両名の新しい名は、何か抛るべき出典があつたのであらうか。良繼という名には特別な出典を見出すことはできない。これはむしろ常識的に、式家の良き繼承者たらんとの意志の表われからの命名と考えて差し支えあるまい。では百川の場合はどうであらうか。これまでの「真楯」・「御楯」或いは「良繼」などと比べると、「百川」という名はまことに奇異な印象を与えるのであるが、或いは「尚書」禹貢の伝に「百川以^レ海為^レ宗、宗尊也」とあり、また「淮南子」氾論訓に「百川異^レ源、而皆帰^二於海、百家殊^レ業、而皆務^二於治」とあるところから、光仁さ

らに山部を海に譬え、百川つまり多くの川は海の如き包容力を持つ帝王に皆帰するのだ、といった意味で、彼の光仁・山部に対する姿勢を示すものとして「百川」の名を用いるに至ったものであるのかも知れない。もつともこの考えは臆測に過ぎるかも知れないでの、これ以上の言及は差し控えたいが、しかしいずれにせよ、この改名に彼の積極的意欲が込められていることは確実であろう。

(IV) 山背王（藤原弟貞）

山背王の藤原朝臣弟貞への改姓名については、「続日本紀」天平宝字七年十月丙戌の弟貞の薨伝にその理由が記されている。それによると、弟貞は長屋王の子でもと山背王といい、天平元年長屋王の変において王の子息の大多数が自絶させられたとき、藤原不比等の女と長屋王との間に生れた子であることから、安宿王・黄文王とともに死を免れた王であるが、天平勝宝八歳の橘奈良麻呂の変にさいし、安宿・黄文の両王が奈良麻呂に加担したのを密告したことににより高野天皇に賞され、「賜姓藤原、名曰弟貞」と見えるのである。この改姓の時期については、同じく「続日本紀」によれば、「山背王」は天平宝字元年七月辛亥条の從三位を受けられた記事が最後であり、一方「藤原朝臣弟貞」は同四年正月戊寅条の坤宮大弼に任じられた記事が最初であるので、薨伝に記すところと矛盾しない。またこの賜姓について「公卿補任」は彼が参議となつた天平宝字六年の項に、「左大臣長屋王男、母太政大臣藤原朝臣不比等女、仍給母姓為藤原」と記している。

これらの記事によるとき、山背王の改姓は橘奈良麻呂の変において同母兄弟の謀反加担を密告した功によるものであつたこと、そして母方の藤原を与えられたことを知りうる。

すでに橘諸兄の改姓名を考察したさいに触れたことであるが、通常王が臣籍に降下した場合、従来の王名をそ

まま名として名乗るのが一般的なので、山背王も藤原朝臣山背がむしろ普通となるのに、それと異なる「弟貞」を名乗っているのは、いかなる理由によるのであろうか。

その理由として、この改名もまた天皇の改賜名であるためということが考えられるかも知れない。というのは、九条家本中右記部類の紙背に書かれているいわゆる異本「公卿補任⁽⁴⁾」の天平勝宝八歳の弟貞の項に「賜姓藤原弟貞」とあって、この文によるとき、藤原という姓だけでなく、弟貞という名も賜ったものと理解しうるからなのである。しかし、既述の国史大系所収のいわゆる流布本「公卿補任」の記事には、既述の如く孝謙天皇によつて与えられたのは母方の姓に当たる藤原姓のみとなつてゐる。また上述の「続日本紀」の伝の文も「藤原という姓を賜り、また名を弟貞と名乗つた」と理解すべきであろうから、異本「公卿補任」の文は、賜姓藤原に引かれて弟貞までも下賜の対象に含めてしまつた結果の誤りとすべきと思う。

「弟貞」が改賜姓でないとすれば、当然のことながら自らそう名乗つたものと考えられてくるのであり、その改名はおそらく、賜姓藤原にさしての行為といえよう。この場合、橘諸兄が行なつた改姓名が拠るべき先例となつたのではないかと思う。ただ諸兄の場合が、自らの政治的意欲の実現を目指し、母方の姓を名乗ることとともに、光明子の同母兄としての血筋を通して、宗家たる天皇家により近い存在として、自己を朝廷内に位置づけることを意識した積極的姿勢が見られるのに對し、山背王の場合は、同母兄弟の謀反を密告する行為によつて、王族との關係を絶つても身の保全を願つての結果であつたわけで、藤原の賜姓もあくまでも与えられた姓であることに注意する必要がある。むしろ、同母兄弟を裏切つたことから、王族たることが危険・困難になつたために、孝謙側が彼を救う意味で藤原の賜姓を行なつたもので、いわば、藤原氏の中にその身を埋没さすといった意味が込められているとも考えられるのではなかろうか。

山背王の「藤原」改姓をこのように理解できるとすれば、「弟貞」という名もこの觀点から理解することができよ

う。すなわち、彼が不比等の女の所生であることは、世代的には藤原四家と同世代になるわけで、従つて光明皇太后の異母兄弟となるわけである。孝謙から藤原氏の一員たることを公認されたことにより、彼は「弟貞」を名乗ることを通し、光明子ひいては聖武の「弟」つまり年少の近親として自らを位置づける一方、天皇家を「貞」つまり誠心をもつて支える臣たることを示そうとしたのではなかろうか。同母兄弟と雖も謀反を企てる輩はこれを正すことこそ臣下の義務、といった自己の行為の正当化の姿勢がその名乗りから窺えるのである。

結 び

以上、藤原氏の中の真楯・御楯・是公・良繼・百川の五名、そして弟貞について彼らの改名の考察を行なつて見た。そして、弟貞を除く五名の改名は、政治的変動の時期に当たつて、自己の属する家の隆盛を意図しての積極的な政治姿勢を背後に持つものである一方、その家の承家人の立場から遠い存在の人物の場合は、それのみではなく、律令官僚としての有能さを発揮することによって、自らの政治家の立場を確実なものにし、またそれを通じて自己の家系の伸張を意図したこと、改名はその一つの表われと見なしうることを記してみた。

また藤原弟貞の場合は、他の五名と大きく異なり、自らの政治的生命の維持、身の保全から、同母兄弟を裏切つて藤原氏の中に身を投じた行為と密接に絡み合うものであることを推測した。

いうまでもなく、これらの考えを裏づける史料の存在しないことから、推論でことを運ぶ場合が多かつた。しかし、「はしがき」にも記したように、この問題は八世紀の政治的問題と密接に関係すると考えられるにも拘らず、從来これを論じたものがほとんどなかつたため、敢えて考察を試みたわけである。多くの御批判を望むものであるが、ただ小論がこの時代の政治の考察に少しでも役立つことがあれば幸いである。

(1) 註
新日本古典文学大系『続日本紀』二補注12—五八（岩波書店 一九九〇）

(2) 管見の限りでは野村忠夫「永手・真楯（八束）・御楯（千尋）」（史聚12）が、真楯・御楯の両名の改名の理由について若干触れているだけであって、他の諸研究は、改名には触れてもその理由の考察にまでは及んでいない。なお、「続日本紀」以下の正史を見ると、本稿で取りあげた六名以外にも改名の見える人物が存在するが、彼らの場合、本稿の六名と若干事情が異なるので、ここで問題にすることを避け、稿を改めて考察することにしたい。

(3) 私は注(1)の中で、「続日本紀」に見える諸王の改名について桶諸兄の場合のみ例外的とするような叙述を行なったが、これは適当な表現ではなかったと思う。山背王の場合も考察が必要であろう。

注(2)引用野村氏論文。

(5) 「続日本紀」天平宝字五年正月壬寅条。なお以下本文の記載における叙位・任官等の記事は、とくに断りのない限りすべて「続日本紀」による。

(6) 「続日本紀」においては八束（真楯）・千尋（御楯）それぞれ房前の第三子・第六子と記す。「公卿補任」も三男・六男と記して異同はない。なお後の考察とも関係するので両家の黒麻呂（是父）・式家の宿奈麻呂（良繼）・雄田麻呂（百川）の両史料の記述を見ると、是公は乙麻呂の第一子（一男）、良繼・百川はそれぞれ宇合の第二子（二男）・第八子（八男）とあり、まったく同じである。

〔藤原魚名左降事件〕（関西学院創立百周年文字部記念論文集）所収 一九八九）

(8) 官僚制的原理に基づく貴族の輩出そして議政官入りは、当時の氏或いは氏の中の家（その具体的姿を藤原氏の四家に見ることができる）の構造に変化をもたらし、とくに氏上或いは家長による、氏人或いは家の構成員への統制の弛緩・弱化を生む契機になることが考えられる。氏上或いは家長を頂点とする氏或いは家の団結と、それを基礎にすることによって始めて可能な氏族制的原理による国政への参加は、天皇の権威・権力を昂め、その地位の絶対化・專制化を志向する律令支配にとつて好ましいものではなく（なればこそ、繼嗣令²に見る如く、氏上の任免権は天皇にあった）、そこに政治権力の掌握をめぐっての両者のせめぎあいが生じるわけであるが、本文に記した如き官僚の出現は、彼らの大部分が、自らの政治力の伸張の上で律令支配の側に身を置くことになるため、彼らの個人的資質とあいまって、律令支配を支える重要な存在となる。そしてまた、そうした政治的姿勢の持続のためには、氏上や家長の氏族的支配や統制から自由な状態の下にあることが、当然

のことながら必要とされるわけで、それだけに、彼らの活発な活動は、氏或いは家の名を昂める結果を生む一方において、その氏或いは家の氏族的紐帶を弱める結果をも生むに至ることが知られるのである。

(9) 乙麻呂については、「続日本紀」延暦八年九月戊午条の是公の薨伝には「參議兵部卿從三位乙麻呂之第一子也」とあって、乙麻呂は參議に就任したように記すが、乙麻呂本人が没した天平宝字四年六月癸卯条には「武部卿從三位藤原朝臣弟麻呂薨」とあって、參議就任のことは見えない。本文にも記した如く、「公卿補任」も彼の參議就任を記してはいないのであって、おそらく彼が從三位で薨じていること、右大臣從二位兼中衛大將是公の父であることから、參議就任を誤記したのではないかと思われる。

「日本高僧伝要文抄」第三 感神功臣大夫居士伝

(10) 藤原宿奈麻呂の參議就任は宝亀元年七月庚辰であるが、この時には弟の田麻呂はすでに參議に就任していた。しかし光仁擁立直後の同年八月に田麻呂を越えて中納言に昇進し「(公卿補任)による。「続日本紀」にこの記事は見えないが、彼の薨伝に「宝亀二年自_三中納言_二拜_一内臣」とあるところから、宝亀元年中の中納言就任は確実であるう、議政官政治に参加しているのである。

(11) 「説苑」君道にも「若夫江海無不_レ受、故長為_レ百川之主」とあり、「百川之主」とは百姓のつき従う君主を指す。従つて「百川」とは臣下・百姓の代名詞と見なすことができる。

(12) (13) (14)

(1)引用拙稿参照
『新訂増補国史大系』の昭和三九年再刊のさい、「公卿補任」の付録として配布。なお、配布にさいし校訂に当られた土田直鎮氏がこの「公卿補任」を、最近自著『奈良平安時代史研究』(吉川弘文館 平成四年)の中に、「(史料翻刻)本公卿補任」として収録されている(五二九一六一一页)。